

がん治療を受ける就労者に向けた支援

～足利銀行における実践～

平成26年4月17日 厚生労働省 第8回がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会
足利銀行 人事部 産業保健師 湯澤 洋美

1

企 業 概 要

【足利ホールディングス】

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることが出来る
会社の経営管理、及びそれに付帯する業務

【足利銀行】※足利銀行は、足利ホールディングスの100%子会社です。

創 業 明治28年10月1日

業 種 金融・保険業(日本産業分類)

本 店 栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号

職員数 3,116名 (平成25年3月31日現在)

【産業保健スタッフ】

産業医(嘱託)1名・精神科医(嘱託)1名・産業保健師1名

2

はじめに

産業保健スタッフは、働く人が笑顔で精一杯仕事に取り組めるよう、職場環境の調整や健康管理の支援を担当いたします。

病気予防のための健康教育や健康診断を実施して、病気の早期発見に努めること、また、働きながら受ける治療のサポートや復職支援を行い、企業として出来る限り健やかな状態で仕事出来るよう支援するというものです。

3

支援における基本的な考え

「結果形成への参加」

- 病状や自身の状況を理解して、希望に近づくための方法を自分が中心となって考え、行動していくこと
- 情報提供と情報を整理する支援を受け、自身が誰よりも自分の病気や状況を理解していることがベースとなる

4

目 次

1. 支援の流れ、事例紹介

2. 心がけていること

3. みなさまの声

5

病気報告から初回面談の流れ

◎就業規則による長期欠勤者の届出
(欠勤7日以上にわたるときは、医師の診断書
または事由書を人事部宛て報告)

◎職員本人からの申し出や所属長からの連絡



初回面談

6

初回面談内容(病状・希望する支援の把握)

□病状・治療及び検査状況・今後の予定

- ・主治医からの病状説明の有無と内容
- ・今後予定される治療(入院・手術・抗がん剤治療)
- ・業務遂行に影響のある症状や薬の副作用

□今後の就業に関する考え

- ・継続勤務の希望の確認
- ・希望する復職先(リハビリ入社や業務内容を含めて)
- ・上司や人事担当者・保健師に対する要望
- ・家族の支援状況や意見

職場・仕事における不安

- 病気になる自分を職場は受け入れ(理解)してくれるだろうか・・・。
- こんなことになって職場に迷惑をかけてしまっている・・・。(罪悪感)
- 病気が回復(病状の安定)するまで、支援はしてもらえるだろうか・・・。
- 雇用の継続・処遇や可能な休暇期間はどのくらいあるのだろうか・・・。
- 誰にどこまで病気のことを相談すればいいのだろうか・・・。
- 手術や抗がん剤の治療費の不安・・・ など

対応(入院、治療開始前の支援内容)

- ・企業の支援体制について(初回面談内容への対応)
- ・休暇制度の説明(私傷病休暇・有給休暇・休職期間)
- ・リハビリ出社の説明(行員の過去事例などの紹介)
- ・治療中の業務不安等の対応窓口・定期面談の実施
- ・医療費負担に対する補助制度等の案内(高額療養給付制度、限度額認定申請、傷病手当金給付制度、医療費の確定申告など)
- ・主治医からの治療方法や抗がん剤における副作用の説明の有無(自身の治療に対して不安に思っていることの整理を行い、次の診察時に質問できるよう一緒に考える)
- ・病欠することへ周囲の理解を求めるため、本人同意の上で職場への病状説明を行う。
(職場、支店長、必要があれば代替者の不安緩和カウンセリング)

9

入院、治療中の対応

- ・本人、家族との定期的な連絡による回復状況の確認
(連絡窓口は一本化・負担をかけない工夫)
- ・今後の治療スケジュールの確認
- ・復職に関する不安の軽減(継続) メンタルサポート(復帰場所の確保・復帰シュミレーションなど)
- ・所属部署への経過説明 継続支援の依頼

10

リハビリ入社時の対応

- ・主治医の診断確認(回復状況・リハビリ出社の可否・今後の治療内容・リハビリ入社におけるアドバイス)
必要に応じて、主治医に復帰後の「業務内容」「勤務時間の調整」「受診日の確保」など企業の支援体制を説明
- ・本人の希望と回復状況の確認(抗がん剤治療・副作用など)
- ・リハビリ場所への状況説明と支援依頼・スケジュール相談
- ・配慮項目の確認と周知(体調不良時の対応・感染防止対策・かつら着用・通勤・食事時間・休息时间・受診日など)

職場復帰時、復帰後の対応

- ・病気の回復状況の確認
- ・気力・体力の充実度合い(面談・リハビリ状況により確認)
- ・定時出勤～定時退社における障害の有無
- ・復帰場所への経過説明と継続支援の依頼
- ・復帰後、定期受診の結果連絡と体調管理(フォロー面談)

支援時に心がけていること

- ・本人の気持ちに寄り添うこと(聴くこと)
- ・家族・同僚は大切な支援者であること
- ・支援は「継続雇用」「人材活用」が目的
(就業規則の範囲内で双方が利益を得る)
- ・治療と就労、「治療が優先」
- ・治療と復帰のために使えるツールは数多く使う。
有益かどうかは本人・主治医と良く相談をしていく。
- ・情報は正確に伝え、理解と対応を求める。

13

みなさまからの声1

- ・戻る職場があることが治療の苦しさを和らげてくれた
- ・治療中も同僚とのコミュニケーションや「待っている」という言葉に励まされた
- ・会社の状況や異動などの情報を定期的な連絡で知ることができ、取り残されたような感情が緩和された
- ・副作用の少ない日は復帰に向けて体力づくりをしようという前向きな気持ちになった
- ・自分で思っていた以上に体力が落ちていた。リハビリから開始できてよかったと思う。

14

みなさまからの声2

- ・同じ病気で復帰をした人がいることを知って安心できた
- ・復帰して治療を支えてくれた職場の仲間に恩返しがしたい、「仲間が病気になった時は自分が支える番だ」と思った
- ・職場への説明に人事部や産業保健スタッフが同席してくれて、今後の治療と支援して欲しい内容がうまく伝わって安心できた
- ・職場と相談して整理した職場の状況を主治医に伝え、受診日や副作用に対しての復帰配慮をしてもらえた

15

おわりに

- ・ がんに罹患された方の多くが、「病気にかかる以前と同様のパフォーマンスが出来ない」というような偏見をなくすために、本人と会社が互いに利益を得られるのだということを示すことが大切であり、そのためには多くの方の社会参加と職場復帰の実績が必要です。
- ・ これまでの支援から、戻る職場や待っている同僚(仲間)の存在、銀行の期待というものが、ご本人の闘病意欲向上の一助になると感じています。
- ・ 産業保健スタッフは、本人の気持ちに寄り添い、医学的、心理的な知識のほか、労働法や就業規則、雇用形態などの就労環境に留意をしながら、これら社会的な資源をつなぎ、コーディネートしていく活動が求められていると感じます。

16

平成22年9月24日

産業保健師 湯澤

行員のリハビリ入社開始について

1. 協議事項

現在、病気により長期欠勤している行員のリハビリ入社開始について協議する。

当該者

- ○○ ○○
- 専任行員 事務スタッフ 係長 ○○才
- 平成21年11月11日から、「乳がん」「卵巣・子宮がん」の手術及び抗がん剤治療のため欠勤中。

リハビリ勤務場所

○○○支店

リハビリ勤務開始日

平成22年9月27日(月)～

勤務条件

- 週2日(火、木)、午前中3時間程度の条件でリハビリ出社を開始する。以降は本人の状態を見ながら出社日数及び時間を増やしていく。
- 出社日数等の変更についてはリハビリ出社先である本人及び○○○支店支店長と随時相談の上、病状の回復状態に合わせて行う。
- 通勤については、本人の体力の消耗等に配慮し自宅から自家用車での出社としたい。(現在内服している状態で強い眠気等の副作用はないと本人より申し出あり・主治医にも本人から診察時確認)

2. 協議理由

今般「乳がん」の手術及び放射線治療と「卵巣がん・子宮がん」の手術及び抗がん剤治療が終了し、主治医より無理のない範囲からのリハビリ出社勤務可能の診断が出たこと、また本人からリハビリ出社を開始したい旨の申し出に接したこと。

9月21日の本人、家族(母親)、湯澤の面談においても、リハビリ出社可能と判断出来ること。

今後も定期的に診察を受け、病状の経過管理が出来る体制であること。

以 上

平成23年5月18日

産業保健師 湯澤

行員の出勤開始について

1. 報告事項

病気にてリハビリ出社を実施し就業可能となった行員について報告する。

当該者

- ○○ ○○
- 専任行員 事務スタッフ 係長 ○○才

勤務場所

○○○支店

出勤開始日(予定)

平成23年5月23日(月)

出勤までの経緯

- 平成22年1月25日から、「乳がん」「卵巣・子宮がん」の手術及び抗がん剤治療のため欠勤開始。
- 平成22年9月27日より週2日(火、木)、午前中3時間程度の条件でリハビリ出社を開始。
- 平成23年4月5日本人・次長席面談を実施し、フル勤務できる体調と体力の回復を確認。
- 平成23年5月10日の診察時に主治医より通常就業可能の診断を受ける。

2. その他

今後も定期的に診察を受け、病状の経過管理を行う必要あり。

当面の勤務場所については環境を変えずに勤務できる○○支店が望ましい。

以 上

※ 脳腫瘍手術後 高次脳機能障害の診断を受けた方の復帰事例

2度目の脳腫瘍（乏突起神経膠腫）摘出手術の1年後、病気前と同じ環境でリハビリ勤務をしていた際、「人の名前が出てこない」「新しいことを記憶する力の低下を感じる」「言われたことも忘れてしまっている」など高次脳機能障害を疑う症状が出現。ご本人から、「手術後は現在のポジションにこだわってリハビリをしていたが、今は仕事を失いたくない」「自分が復職できる場所でのリハビリに切り替えたい」との希望が伝えられました。職場や主治医と相談の結果、専門機関で障害の程度と保持されている機能の検査を行い、下記の診断書が主治医から出されました。（主治医と本人 本人と職場の信頼関係があることで、本人を中心とした支援が進んだ例）

診断 脳腫瘍（乏突起神経膠腫）・症候性てんかん

脳腫瘍術後 高次脳機能障害

脳腫瘍に対して、〇〇年の初回手術後、化学療法を施行し、〇〇年再増大に対し、再手術を施行した。その後〇〇年まで放射線治療を施行した。

現在高次脳機能障害があり、心理検査報告（添付）によると全IQ□□、言語性IQ□□、動作性IQ□□で、特に処理速度が□□と低下している。

言葉を理解したり、表現する能力は高く、元来の能力が保たれているが、作業のスピードは非常に遅く、そのため動作性IQと言語性IQに乖離が生じている。こうした作業のスピードの問題の他「聴いて覚える」といったことが困難な場合もあると考えられるため、今後の就労を考える上では、日常的にメモを取るなどの工夫の他に、作業の速さなどに関して周囲からの理解及びサポートが必要であると判断する。対人的な能力は高い水準で保たれており、対人面での不適応が生じるとは考えにくい。が、本人が現在の状況を受け入れられるように配慮していく事も必要である。

【職場の対応】

厳重な情報管理を前提とし、本人が仕事を継続するために必要な情報が具体的かつ正確に職場に伝わることで、復職支援を進める。

- ・ 主治医や医療機関からの具体的な指示と就労支援により、実際の業務に近い環境でトレーニングを実施し、評価後に本人が納得の上で配置を検討
- ・ 職場の対応を本人から主治医にフィードバックする（主治医との連携継続）
- ・ 平等なルール（就業規則）の中で、現状の能力を最大限発揮できる部署への復職を進める
- ・ 症候性てんかん発作については、本人の情報や発作時の対応手順を記したカードを職場に設置し、緊急時の対応を職場全員で確認する

【現在の状況】

- ・ リハビリ後に正式復職し通常勤務
- ・ 現在の職場環境にも慣れ、昇格試験合格（発病後に降職をした役職に戻ることを）を目標に取り組んでいる
- ・ 残存している脳腫瘍については3ヶ月に1度の受診にて経過観察をしている